

小学校学習指導要領

二〇一七・三・三一
文科告六三
二〇二〇・四・一施行

教育は、教育基本法第一条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第二条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

4 生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできるようすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において

明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたる積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、児童や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

児童が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者のもとにより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から児童や学校に関わる全ての人に期待される役割である。幼児期の教育の基礎の上に、中学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、児童の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに小学校学習指導要領を定める。

第1章 総 則

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間としての調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものとする。

(1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かした多様な人々との協働を促す教育の充実を努めること。その際、児童の発達の段階を考慮して、

児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するように配慮すること。

(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し、未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間にもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

3
2の(1)から(3)までに掲げる内容の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童に、生きる力を育むこと

を目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、第2の3の(2)のア及びウにおいて、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。その際、児童の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

(1) 知識及び技能が習得されるようにすること。

(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。

(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

4 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立ていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

第2 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

各教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第5章総合的な学習の時間の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。

第2章 各教科

第1節 国語

別表 学年別漢字配当表

第四学年	第三学年	第二学年	第一学年
<p>愛案以衣位茨印英栄媛岡億加果貨課芽賀改械害街各覚濁完官管関 親願岐希季旗器機議求泣給拳漁共協鏡鏡極熊調軍郡群徑景芸欠結建 健験固功好香候康佐差業最崎村崎昨臣井成省清靜席積折説説浅戰選 鹿失借種周祝順初松宏笑唱燒照城繩臣井成省清靜席積折説説浅戰選 然争倉果栗側統卒孫帶隊達單置冲沖兆低底的典徒笏刀勳特德柝奈 梨熱念敗梅博飯飯飛必票標不夫付府富副兵別辺麥包法望牧末滴 未民無約勇要養浴利陸良科量輪類令冷例連老方録(202字)</p>	<p>悪安暗医委意育員院飲運泳駅央横屋温化荷界開階寒感漢館岸起期客 究急級宮球去橋業曲局銀区苦具君係軽血洗研県庫湖向幸港号根祭皿 仕死使始指歯詩時事持式実写者主守取酒受州拾終習集住重宿所署助 昭消商章勝乘植申身神真深進世整昔全相送想息速族他打對待代第題 炭短談著注柱丁帳調追定庭笛鉄軀都度投豆鳥湯登等動童農波配倍箱 畑発反坂板皮悲美鼻筆水表秒病品負部服福物平返勉放味命面間役菜 由油有遊子羊洋業陽様落流旅両緑礼列練路和(200字)</p>	<p>引羽雲園遠何科夏家歌画回会海絵外角楽活間丸岩顔汽記帰弓牛魚京 強軟近兄形計元言原戸古午後語工公広交光老学高貴合谷国黒今才細 作算止矢姉計元言原戸古午後語工公広交光老学高貴合谷国黒今才細 星晴切雪船線前組走多大体台地池知茶昼長鳥朝直通第店点電刀冬当 東答頭同道説内南肉馬売買麦半番文風分間米歩母方北毎妹万明鳴毛 門夜野友用曜来里理話(160字)</p>	<p>一右雨円王音下火花貝具学気九休玉金空雪月大見五口校左三山子四糸字 耳七車手十出女小土入森人水正生青夕石赤千川先早草足村大男竹中虫 学町天田土二日入年白八百文本木名目立力林六(80字)</p>

第六学年	第五学年
<p>胃異遣域宇映延治恩我灰掀革閣割株千卷看簡危机揮貴疑吸供胸郷勤 筋系敬警劇激穴券絹権憲源敵己呼誤后孝皇紅降鋼刻殺骨困砂座濟裁 策冊蚕至私姿視詞誌磁射捨尺若樹取宗就衆徒縦縮熱純処署諸除承将 傷障蒸針仁垂推寸盛聖誠舌宣專洗染錢善奏恣創裝層操臧臧存尊退 宅担探誕段暖值宙忠著庁頂賜潮賞賄敵展討党糖届難乳認納脳派拝背 肺俳班晚否批秘俵臨奮並陞閉片補暮宝訪亡忘糖屆難乳認納脳派拝背 幼欲翌乱卵覽裏律臨朗論(191字)</p>	<p>庄開移因永宮衛易益液演慮庇往核可仮佃河過快解格確額刊幹憤眼紀基 寄規喜技義逆久旧救居許境均禁句型經濼件險檢限現減故個護効厚耕 航艦構興講告混查再災妻探際在財罪殺雉酸贅土支史志枝師資訓示似 識質舍謝授修述術準序招証賞貧袋条状常情織職制性政勢精製祝責績接 設絶祖素総造増則測厲率損貨態斷築貯張停提程適統室銅導得毒 独任燃能破犯判版比肥非費備評賃布婦武復復仏粉編弁保慕報豐防貿 暴脈務夢迷綿輪余谷略留領歴(193字)</p>

第3章 特別の教科 道徳

第1 目標

第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

第2 内容

学校の教育活動全体を通して行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。

A 主として自分自身に関すること

(中略)

B 主として人との関わりに関すること

(中略)

C 主として集団や社会との関わりに関すること

(中略)

D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

(後略)

第4章 外国語活動

第1 目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。
- (2) 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。
- (3) 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

第2 各言語の目標及び内容等

英語

1 目標

英語学習の特質を踏まえ、以下に示す、聞くこと、話すこと〔やり取り〕、話すこと〔発表〕の三つの領域別に設定する目標の実現を目指した指導を通して、第1の(1)及び(2)に示す資質・能力を一体的に育成するとともに、その過程を通して、第1の(3)に示す資質・能力を育成する。

- (1) 聞くこと
 - ア ゆっくりはっきりと話された際に、自分のことや身の回りの物を表す簡単な語句を聞き取るようにする。
 - イ ゆっくりはっきりと話された際に、身近で簡単な事柄に関する基本的な表現の意味が分かるようにする。

ウ 文字の読み方が発音されるのを聞いた際に、どの文字であるかが分かるようにする。

(2) 話すこと〔やり取り〕

ア 基本的な表現を用いて挨拶、感謝、簡単な指示をしたり、それらに応じたりするようにする。

イ 自分のことや身の回りの物について、動作を交えながら、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて伝え合うようにする。

ウ サポートを受けて、自分や相手のこと及び身の回りの物に関する事柄について、簡単な語句や基本的な表現を用いて質問をしたり質問に答えたりするようにする。

(3) 話すこと〔発表〕

ア 身の回りの物について、人前で実物などを見せながら、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。

イ 自分自身のことについて、人前で実物などを見せながら、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。

ウ 日常生活に関する身近で簡単な事柄について、人前で実物などを見せながら、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。

2 内容

〔第3学年及び第4学年〕

〔知識及び技能〕

(1) 英語の特徴に関する事項

実際に英語を用いた言語活動を通して、次の事項を体験的に身に付けることができるよう指導する。

ア 言語を用いて主体的にコミュニケーションを図ることの楽しさや大切さを知ること。

イ 日本と外国の言語や文化について理解すること。

ア 英語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言語の面白さや豊かさに気付くこと。

イ 日本と外国との生活や習慣、行事などの違いを知り、多様な考え方があることに気付くこと。

ウ 異なる文化をもつ人々との交流などを体験し、文化等に対する理

解を深めること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 外国語活動においては、言語やその背景にある文化に対する理解が深まるよう指導するとともに、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を行う際は、英語を取り扱うことを原則とすること。
- 2 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、外国語活動の特質に応じて適切な指導をすること。

◇中学校学習指導要領

二〇一七・三・三一
文科 告 六 四
二〇二〇・四・一 施行

第1章 総 則

第5 学校運営上の留意事項

- 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等
 - A 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえつつ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するものとする。
 - I 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。
 - ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や

責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。